

令和3年4月14日

保護者の皆様

京都市立安井小学校
校長 谷垣 賢

「まん延防止等重点措置」発令を受けての感染拡大防止対策の再徹底について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今年度も本校では、新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底しながら、子どもたちの教育活動に取り組んでいるところです。しかしながら、現在京都市においても感染者が増加傾向にあり、この度、京都府に対して「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定されるとともに、京都府知事が、京都市を重点措置地域に決定し、令和3年4月12日（月）～同5月5日（水）まで、特措法に基づく外出自粛の制限や施設の使用制限等を行うことを要請されました。

つきましては、学校でも今一度子どもたち・教職員への感染予防対策を再徹底し、保健指導・保健管理の両面から、健康で安心できる教育活動を進めるよう努力してまいります。

また併せて、各家庭におかれでは、お子さんをはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続きお取り組みいただき、特に初発者の9割といわれる家庭内感染を防ぐ取組にもご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 健康状態の把握

① 引き続き、毎日朝晩、お子さんの体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果をお配りしている「健康観察票」にご記入ください。 本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、大切に保管してください。

本票は本校教職員にも実施しております。保護者の皆様も、お子さんと一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

② お子さんが登校される際は、必ず「健康観察票」を持参してください。

登校前の健康観察で少しでも発熱や風邪症状等、体調不良がみられる場合は、感染拡大防止のため登校を控えて、まずは学校へご連絡の上、医療機関を受診してください。

同居家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校をお控えいただきますようお願いいたします。

裏面あり

③ お子さんに発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医等、身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まずは電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」

（電話 075-414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。

少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校へお知らせください（電話075-841-3130）。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

※ 同居されているご家族に上記のような症状がある場合も、お子さんに自宅休養のご協力をお願いいたします。

④ 上記③以外でも、ご家庭において次のような状況が起こった場合は、登校を控え速やかに学校へ連絡してください（電話075-841-3130）。また、保健所等からお子さんの自宅待機について要請があった場合も、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子さんや同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族などが感染され、お子さんや同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。
- お子さんが、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。

2 家庭内での感染症対策の徹底

引き続き基本的な感染症対策の実践の徹底をお願いいたします。

また、「不要不急の外出を控えていただくこと」や「友人等複数家族での会食」・「スポーツ等習い事の際の車での移動」等の機会では感染のリスクが高まることを踏まえ、家庭内での感染を防止するため、まず、保護者の皆様がマスク着用・手洗いをはじめ、「市民のみなさまへ」の取組の徹底をお願いします。